

福島県有機農業推進計画（第3期）

令和5年4月
福島県農林水産部

目 次

1	策定の趣旨	1
2	推進計画の期間	2
3	有機農業の推進に関する本県の取組経過と国・市町村の動向	2
	(1) 本県における取組経過	
	(2) 国の動向	
	(3) 市町村の動向	
4	有機農業の推進に関する基本的な方針	4
	(1) 有機農業の位置づけ	
	(2) 有機農業の推進に関する基本目標と重点方針	
5	有機農業の推進に関する施策の展開方向	5
	(1) 有機農業者の確保・育成	
	(2) 有機農業者の経営力強化	
	(3) 園芸品目等の生産拡大	
	(4) 有機農業技術開発と実証	
	(5) 地域の有機性資源の循環利用	
	(6) 県内外における販路開拓・拡大支援	
	(7) 有機農業に対する消費者等の理解促進	
	(8) 有機農業推進体制の強化	
6	有機農業の推進に関する地方の展開方向	13
7	有機農業推進に関する目標と評価	14
	(1) 推進目標	
	(2) 評価	

(参考資料)

福島県における有機農業の現状

1 策定の趣旨

食の安全・安心や環境保全に対する消費者の関心が高まる中、消費者に信頼され選択される農産物を安定的に供給していくことはもとより、農業が本来有する自然循環機能を発揮させ、安全性の確保や環境への配慮を十分行なうことが重要です。

これまで本県では、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の削減を一体的に行うエコファーマーの取組を推進するとともに有機農業や特別栽培の推進など、「環境と共生する農業」の普及拡大を進めてきました。

特に有機農業は、環境負荷の低減や、産消提携、都市と農村の交流による地域活性化などが期待されることから、本県では、「環境と共生する農業」の重要な柱と位置づけ、「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」第7条第1項の規定に基づき平成22年3月に『福島県有機農業推進計画』（計画期間：平成22年度～平成26年度）（以下「第1期推進計画」という。）を策定し、有機農業の普及拡大に努めてきました。

しかし、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）に起因する大津波東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）が発生し、本県農産物は出荷制限を受け、有機農業については、風評による販売不振などから、栽培面積が減少し（令和3年度：東日本大震災前の平成22年度と比較し65%）、その影響は甚大なものとなりました。

このような中、国において「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成26年4月）が見直されたことを踏まえるとともに、「ふくしま農林水産業新生プラン（平成25年3月）」に定める“環境と共生する農林水産業”の施策との整合性を図ることから、第1期推進計画に引き続き平成27年3月に『福島県有機農業推進計画（第2期）』（計画期間：平成27年度～令和2年度）を策定し、震災からの復興とともに有機農業を推進することとしました。また、国においては、令和2年4月に新たに「有機農業の推進に関する基本的な方針」を示しました。

さらに、国は持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに全耕地面積に占める有機農業の取組面積（2018年：0.5%（23,700ha））の割合を25%（100万ha）へ拡大することとし、令和4年7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）を施行しました。

なお、令和4年9月に告示された「みどりの食料システム法」に基づく基本方針では、環境負荷低減事業活動の促進目標の1つとして、2030年（令和12年）までに有機農業の取組面積を6.3万haに拡大することを掲げています。

本県では、新たな福島県農林水産業振興計画（令和3年12月）を策定し、「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村の実現に向けて、令和4年度から施策を展開したところです。

また、令和4年9月に策定した福島県農林水産物ブランド力強化推進方針においても、福島ならではの取組のひとつとして有機農業を位置づけており、県産農林水産物のブランド力強化を図っていくこととしたところです。

このため、有機農業の推進に関する法律の第7条の県推進計画とともに、福島県農林水産業振興計画の個別基本計画に位置づけ、新たに「福島県有機農業推進計画（第3期）」を策定することとしました。

2 推進計画の期間

この計画は、本県有機農業の復興・創生を図るため、令和5年度を初年度とし、国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月）に合わせた令和12年度を目標年度とする計画とします。ただし、令和9年度に中間評価を行い、情勢等を踏まえ、見直しを検討します。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 有機農業の推進に関する本県の取組経過と国・市町村の動向

（1）本県における取組経過

年度	取組概要
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・双葉地方に有機農業推進の担当職員を配置 ・「有機農産物生産システム確立事業」（～平成20年） 有機農業モデルほ場の設置による技術の実証や普及推進に着手
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・農業総合センターに有機農業推進室を新設 ・会津農林事務所に有機農業推進の担当職員を配置 ・「ふくしま型有機栽培等産地づくり推進事業」（～平成20年） 県内18カ所で有機農業の実証、地域に適した栽培体系の組み立てとその普及を図る ・福島県自らがJAS法に基づく登録認証機関となり、有機農産物の認定業務を開始
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくしま型有機栽培」等推進技術資料を作成
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・「有機栽培の手引き～「ふくしま型有機栽培」等推進技術資料改訂版～」を作成
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・「有機農業活用！6次産業化サポート事業」（～平成26年） 専門家のアドバイスや支援を得ながら有機農産物の販路確保対策に取り組む ・「水と土を守る！環境と共生する農業実践支援事業」（～平成24年） 県内に最大31か所の実証ほ及びモデル拠点ほを設置し、技術の普及や高位平準化、生産体制の整備を図る ・「福島県有機農業推進計画」（第1期）を策定
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・「広がる有機農業！農山村元気アップ事業」（～平成27年）

	首都圏等の消費者等との交流事業を通して、本県の有機農業に対する理解促進や地域活性化を図る
平成26年	・「福島県有機農業推進計画」(第2期)を策定
平成27年	・「福島県有機栽培推進技術資料 有機栽培の手引き(改訂版)」を作成
平成29年	・「環境にやさしい農業拡大推進事業」 有機JAS認証取得支援、機械等の導入支援、販路確保支援、技術実証等により生産拡大、風評払拭を図る
令和3年	・有機農業推進チームを設置 各農林事務所に有機農業推進チーム員を配置 ・「ふくしま有機農業ひとつづくり強化支援事業」 有機農業による就農希望者の受入れ体制支援、研修支援、研修会開催等により本県有機農業の中核を担う人材の育成・確保を図る

(2) 国の動向

年度	取組概要
平成18年	・「有機農業の推進に関する法律」施行
平成19年	・「有機農業推進に関する基本方針」策定
平成23年	・「環境保全型農業直接支援対策」創設 化学肥料及び化学合成農薬の施用を5割以上低減する取組とセットで、有機農業など地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援策
平成26年	・「有機農業推進に関する基本方針」の見直し ・「環境保全型農業直接支援対策」が「日本型直接支払制度」のひとつとして位置付けられる
平成27年	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(多面的機能発揮促進法)」施行 「日本型直接支払制度」はこれに基づくものとして実施 ・環境保全型農業直接支払交付金第1期(～令和元年)
令和2年	・環境保全型農業直接支払交付金第2期が開始 ・「有機農業推進に関する基本方針」の見直し
令和3年	・「みどりの食料システム戦略」を策定 2050年までに全耕地面積に占める有機農業の取組面積(2018年:0.5%(23,700ha))の割合を25%(100万ha)に拡大する

令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの食料システム法」を施行 ・「みどりの食料システム法」の基本方針を告知
------	---

(3) 市町村の動向

東日本大震災及び原発事故以前においては、有機農業等を推進するための協議会等の設置（12市町村）や、国の事業を活用した栽培実証ほ場の設置及び研修会の開催（2市1村）など、有機農業推進の積極的な取組が見られ、有機農業等に対する市町村の関心も高まりました。

しかし、東日本大震災及び原発事故により、多くの市町村は、震災復興や営農再開、風評対策などの取組を優先しなければならず、有機農業の推進に関する市町村の取組は、停滞を余儀なくされました。

現在は、田舎暮らし体験ツアーの開催など有機農業者の確保に向けた取組や、ブランド化に取り組む市町村が徐々に増えています。

また、みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業産地づくり推進）を活用し、地域における有機農業推進計画の策定と計画の実現に向けて取り組む市町村も見られます。

4 有機農業の推進に関する基本的な方針

(1) 有機農業の位置づけ

推進活動をスタートした平成16年当時、137haであった有機JAS認証面積は、震災前の平成22年度には280ha（全国10位）まで拡大し、生産行程管理者数も38件から102件（全国5位）まで増加してきました。

しかし、平成23年3月の東日本大震災と原発事故以降、有機JAS認証面積や生産行程管理者数は年々減少し、令和元年度の実績では有機JAS認証面積は188ha（全国18位）、生産行程管理者数は55件（全国13位）となっています。

このような有機JASの認証取得を含む有機農業^{*1}への取組は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を軽減するとともに、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど、農村におけるSDGs（持続可能な開発目標）の達成や地域振興などに貢献するものであり、国がめざす持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」とも歩調を合わせ、本県の環境と共生する農業の柱として、一層の推進を図る必要があります。

※1 「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」

(2) 有機農業の推進に関する基本目標と重点方針

先進県であったふくしまの有機農業の復興・創生を図るため、「生産から消費に至る取組の連携強化による「福島ならではの」有機農業の実現」を基本目標に、以下の4つを重点方針により取り組みます。

重点方針Ⅰ 「ふくしまの有機農業を担う人材確保・育成の強化」

有機農業の就農希望者の受入体制を構築し、新規就農者を確保するとともに、有機農業者の認証GAPの導入など経営改善による所得の確保を図ります。

重点方針Ⅱ 「消費者や実需者ニーズに対応した生産力強化」

消費者や流通、販売業者のニーズが増えている、有機栽培による園芸品目の生産拡大を図るとともに、技術開発や実証及び施設、機械等の導入支援を通して、生産力の強化を図ります。また、地域の有機性資源の循環利用を促進するなど、生産コストの低減、持続可能な生産方式の確立を支援します。

重点方針Ⅲ 「消費者や実需者ニーズに対応した販路の確保」

消費者や実需者に対する有機農業の理解醸成を図るとともに、県産有機農産物の販路の確保を支援します。

重点方針Ⅳ 「有機農業推進体制の強化」

各農林事務所農業振興普及部及び農業普及所内に地域有機農業推進チームを設置するなど、県の技術指導体制を強化するとともに、環境保全型農業直接支払交付金事業等を活用しながら、市町村や農業関係団体等との連携の強化を図ります。

また、市町村が取り組む有機農業実施計画の策定や市町村における有機農業の推進体制づくりを支援し、県と市町村が一体となった地域ぐるみでの推進を強化します。

5 有機農業の推進に関する施策の展開方向

重点方針Ⅰ「ふくしまの有機農業を担う人材確保・育成の強化」

(1) 有機農業者の確保・育成

●現状と課題

ア 全国的に有機農業者数が増加傾向にある中、本県では、東日本大震災及び原発事故以降、風評を原因とした取引中止による有機JAS認証の中止や高齢化等により、有機農業者数は減少傾向にあります。

今後、新たな有機農業者を確保するとともに、慣行栽培からの転換者や新規就農者も有機農業に取り組めるよう人材育成に関する活動をする必要があります。

イ 本県では、有機農業による就農に関するニーズに対応するため、農業総合

センター農業短期大学校において、有機農業研修（中級、長期就農研修）を実施しています。

従来の研修に加え、新規就農希望者が就農までの一定期間、より実践的な技術習得ができる研修体制の整備が求められています。

ウ 新たに取り組む有機農業者相互の交流が希薄となっており、栽培管理技術の向上や販路開拓等を図るうえで、相互の情報交換や連携の強化が必要です。

●施策の展開方向

ア 就農希望者等の確保、技術習得の支援

公益財団法人福島県農業振興公社や市町村、関係団体、有機農業生産組織等と連携を図りながら、新規就農者や慣行栽培からの転換者等に対する就農相談やきめ細やかな情報提供、就農イベントへの参加などによりあらゆる機会を捉え、県内外の就農希望者等を確保します。また、就農希望者の技術習得を支援するため、有機農業者の生産組織化を図るとともに、就農希望者の生産組織への参加誘導を図ります。

イ 就農希望者等を対象とした研修の充実と有機農業者の育成

(ア) 農業総合センター農業短期大学校において、有機農業に関連した研修を実施します。

また、有機農業生産組織や大学等と連携した研修を実施します。

(イ) 新規就農希望者等が有機農業技術を習得するため、実践的な研修が受けられるよう、受入農業者や生産組織を育成するなど、受入体制の確立を図ります。

(ウ) 新規就農者に対しては、認定新規就農者制度及び国の支援制度等の活用について誘導を図りながら、有機農業者として着実に定着できるよう、就農支援を進めます。

ウ 有機農業者相互の連携構築

新規就農希望者を含め、有機農業者間のネットワークの強化を図り、有機農業者間の連携による技術研鑽ができる環境を構築します。

(2) 有機農業者の経営力強化

●現状と課題

ア 既に有機農業に取り組んでいる中核的な農業者は、農業経営基盤強化促進法に基づき認定農業者になっており、経営改善計画の所得目標等の達成に向けた経営改善による経営力強化が必要です。

イ 有機JAS認証は、「有機JAS」に適合した生産が行われていること（行程）を第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認証する制度です。本県は、東日本大震災による風評が根強いことから、県産有機農産物に対する消費者や流通業者等の理解・信頼を高めるため、有機JAS認証の取得を推進しています。また、本県は平成18年から有機JAS認証の認証機関となっており、県内の農業者等が身近に有機JAS認証取得に取り組める環境を整えています。さらに、流通業者等から有機JAS認証取得が求められることや近年、国で進める有機JAS認証（国際水準の有機農業）の取組を支援し、農業者等の資質（管理能力）向上を図るため、有機JAS認証取得を推進する必要があります。

ウ 本県では、GAPによる持続可能な農業の実現を目指して第三者認証GAP等の取得を推進していますが、有機農業者での取得は慣行栽培者と比較して少ない状況です。GAPの意義を有機農業者に理解を得ながら、第三者認証GAP等の取得推進を図ることで、有機農業者の継続的な経営改善につなげていく必要があります。

●施策の展開方向

ア 有機農業者の経営改善支援

(ア) 有機農業者に対して、技術指導や研修会等を通して、技術の向上や意欲醸成を図りながら、計画的な経営規模の拡大や農業経営改善計画の作成を支援し、地域の担い手となる認定農業者への誘導を図ります。

(イ) 各種支援制度等を活用し、経営改善や所得向上を図りながら、地域の担い手となる有機農業者の育成を進めます。

イ 有機JAS認証取得に向けた支援

農業者等を対象とした講習会の開催や巡回指導等により、有機JAS認証取得を支援します。

ウ 第三者認証GAP等の導入支援

放射性物質対策を含めた本県独自のFGAPなど第三者認証GAP等の導入を通じて、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の観点から、農業経営の改善・効率化を図ります。

重点方針Ⅱ「消費者や実需者ニーズに対応した生産力強化」

(3) 園芸品目等の生産拡大

●現状と課題

ア 本県では、有機JAS認証を取得した農地の約7割が水田であり、土地利用型作物の大豆やそば、園芸品目は有機JASの認証取得が少ない状況です。また、有機農業者の1名あたりの経営面積は全国平均を下回っており、供給力を高めるためには、経営規模の拡大を図る必要があります。

イ 近年、国内では、有機農産物のうち、野菜、果物の消費量が増加しており、これに呼応するように他県では、野菜、果樹など園芸品目の有機JAS認証取得面積が拡大しています。

●施策の展開方向

ア 園芸品目の生産拡大

消費者や実需者からニーズの高いサラダ等に利用される葉菜類など有機野菜を中心とした園芸品目の生産拡大に向け、機械・施設等の導入支援を図ります。また、周年栽培等により収益性の確保を図るとともに、経営指標（モデル）を作成し、指標に基づいた実践を支援することで、普及拡大を推進します。

イ 水稻の経営規模拡大、大豆、そばの生産拡大

豆乳や味噌等の有機加工食品の認証品数が増加していることから、加工原料となる大豆、そばなど畑作物の生産拡大を推進し、機械の導入等による省力化・安定生産により経営規模の拡大を支援します。

(4) 有機農業技術開発と実証

●現状と課題

ア 有機農業の生産拡大に向けた課題

(ア) 水稻有機栽培において、雑草防除に労力がかかることが課題となっています。今後、持続的な有機農業の確立に向けて、省力的かつ効果的な雑草防除技術の体系化が求められています。

(イ) 本県の有機野菜は、晩秋から春先までの期間に生産量が少ないことが課題であり、施設を活用した収益性の高い有機野菜の周年出荷に向けた技術体系の確立が求められています。

(ウ) 慣行栽培の水稻において、スマート農業技術の導入が進んでおり、有機栽培においても、省力化・安定生産が期待される体系技術の開発や、スマート農業技術の導入が必要です。

イ 新品種・新品目導入、病虫害及び雑草防除、施肥管理などの各地域における技術的な課題について、実証ほを設置し、現地の課題解決を図りながら、生産拡大につなげる必要があります。

●施策の展開方向

ア 有機農業の生産拡大のための研究開発

(ア) 水稲有機栽培の生産拡大には、雑草対策が重要課題となることから、省力的かつ効果的な雑草防除技術の開発を進めます。

(イ) 有機野菜の品目選定、栽培適性、経営評価等を行い、周年出荷に向けた収益性の高い栽培を実現する体系化技術の開発を行い、ふくしまの有機野菜モデルを確立し、普及を図ります。

(ウ) 水稲有機栽培におけるスマート農業技術を活用した体系化技術の実用化を支援します。

イ 地域の課題解決のための技術実証

新品種の導入、除草対策や施肥管理、省力化などの実証に取り組むとともに、得られた成果の普及を図り、有機農業者の技術向上と生産安定化を支援します。

ウ 大学、メーカー、有機農業者等との連携

研究開発や技術実証にあたっては、大学、メーカー、有機農業者等と密に連携しながら、現場の課題やニーズ、技術の共有を図ることで、実用的な技術や体系を開発するとともに、得られた成果の普及・定着を図ります。

(5) 地域の有機性資源の循環利用

●現状と課題

放射性物質の残留が懸念されたため、国の通知により、有機質土壌改良資材や腐葉土、剪定枝堆肥の出荷・施用の自粛が要請されていましたが、令和2年10月からは、採取地、生産工程、資材の放射性物質の濃度検査結果を国に報告すれば、出荷・施用が可能となっています。

肥料価格が高騰しているため、地域の有機性資源の有効利用を図りながら、有機農業を推進する必要があります。

●施策の展開方向

粃殻、堆肥、酒粕等の有用な地域資源の循環利用を促進するとともに、堆肥原料等としての活用を支援します。

重点方針Ⅲ 「消費者や実需者ニーズに対応した販路の確保」

(6) 県内外における販路開拓・拡大支援

●現状と課題

ア 本県の有機農業は、近年、震災後に有機農業を始める農業者が中心となって、新たに生産組織を設立するなどの動きも見られています。また、有機農産物を大手スーパーへ周年出荷するため、販売ロットの確保を目的に複数の生産者組織が連携し、集出荷の拠点づくりや販売協力を行うなどの取組も進んでいます。有機農業の取組拡大には、安定した販路の確保、出荷・販売体制の整備が必要であることから、引き続き、有機農業者の組織への誘導、出荷販売に向けた生産者組織の設立や、有機農産物の供給拠点の整備等を図る必要があります。

イ 東日本大震災及び原発事故以降、有機農業者は風評により販路を失うケースがみられましたが、消費者への直接販売、インターネットでの販売、専門業者への販売など、努力と工夫を重ねながら様々な形態で販売を行っています。新たに有機農業に取り組む農業者や生産の拡大を図ろうとする有機農業者にとっては販路確保が課題となっています。

また、有機農産物の販路開拓・拡大のためには、有機農産物の加工など農工商連携や6次産業化の取組など新たな需要を創出する必要があります。

●施策の展開方向

ア 有利販売のための有機農業者の組織化・誘導

有機農業者同士が交流できる機会等を設け、有機農業者間の連携や組織化を支援します。また、生產品目の拡大や生産ロットの確保、販売を見据えた計画的な生産など生産販売体制の取組を支援します。

イ PR・販路確保の取組強化

(ア) 県内外において、消費者等へ県産有機農産物のPRを行い、安全・安心な農産物の積極的な情報発信に努めます。

(イ) 有機農産物を主体的に取り扱う流通業者や量販店、流通・販売業者との商談、産地見学会、フェア、マルシェ、シェフとの交流など販路開拓・拡大に向けた多様な機会を提供するなどマッチングを支援し、販路確保を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として需要が伸びているインターネット販売の取組を促進するとともに、県内飲食店等での利用促進に努めます。

(ウ) 県オリジナル水稻品種「福、笑い」を活用した有利販売など、売れるブランドづくりによる戦略的な販売対策を講じます。百貨店等における有

機栽培米などの県産有機農産物のニーズを的確に捉え、県オリジナル水稲品種「福、笑い」の有機栽培米をけん引役とし、戦略的な販路拡大に努めます。

- (エ) 有機農産物の加工品原料としてのニーズを把握し、地元業者・企業等との農商工連携や6次産業化による需要の創出・取引拡大を図ります。併せて、流通・加工・小売事業者など関係者に対し、加工食品、小分け、オーガニックレストラン等などの認証制度の周知・働きかけにより、新たな需要の創出を図ります。

(7) 有機農業に対する消費者等の理解促進

●現状と課題

ア 有機農産物の理解促進

- (ア) 国の調査（平成30年）では“有機”や“オーガニック”という言葉について理解度は高い（約9割が知っている）ものの、具体的にどのようなものかという点については理解度が低い（約6割が知らない）傾向にあります。このため、有機農業等の意義について啓発しながら、消費者等の理解を醸成する必要があります。
- (イ) 本県では、原発事故の影響による風評が根強く残っていることから、県内外の消費者等に対して、県産有機農産物に関する正しい情報の発信が一層重要になっています。

イ 有機農業者と消費者の交流

有機農産物の消費拡大には、有機農業者と消費者等がお互いの立場を理解し、信頼関係を構築することが重要であることから、生産者と消費者の対話や交流する機会の創出が必要です。

●施策の展開方向

ア 子育て世代など消費者への理解促進

- (ア) 有機農業の意義や本県の有機農業の取組、有機JAS認証制度等について、SNS、ホームページや各種パンフレット等の様々な媒体を活用しながら、消費者等への理解促進を図ります。
- (イ) 県内外の消費者等に対し、有機農産物を含む県産農林水産物の取組（放射性物質対策、農林水産物等緊急時環境放射線モニタリング等）について、わかりやすく正しい情報を発信します。
- (ウ) 食育が重要となる子供や子育て世代、将来、栄養士を目指す食物栄養学科の大学生を対象とした収穫体験、セミナー等の取組を通じて、有機

農業の理解促進を図ります。また、有機 J A S 認証を取得した農業高校等と連携し、P R しながら、消費者等への理解促進に努めます。

イ 有機農業者と消費者等の相互理解促進

食育、地産地消、農業体験や都市農村交流等の活動と連携して、有機農業者が、子ども達やその保護者、地元住民等と理解を深める取組により相互の理解促進を図ります。

重点方針Ⅳ「有機農業推進体制の強化」

(8) 有機農業推進体制の強化

●現状と課題

ア 県では、農業総合センター有機農業推進室、会津農林事務所、相双農林事務所に有機農業担当の職員を配置し、県下全域を対象とした普及推進体制をとっていますが、広域的活動であるため、技術指導が限定的にならざるを得ない面がありました。

イ 有機農業推進に当たっては、有機農業の取組を支援する環境保全型農業直接支払交付金事業（有機農業）の窓口となる市町村との連携が課題となっております。併せて、J A など関係団体との連携を図る必要があります。

●施策の展開方向

ア 本県の技術指導體制の強化

有機農業の円滑な普及を図るため、引き続き、農業総合センター有機農業推進室の設置、会津地方、中通り地方、浜通り地方を担当する有機農業担当を配置するとともに、令和3年度から各農林事務所に有機農業担当を新たに位置づけ、各農林事務所に有機農業推進チームを設置しました。

今後は、有機農業推進チームの機能強化を図るため、指導員研修会等を通じて、有機農業の指導員の育成や技術指導力の向上を図ります。

イ 市町村、J A 等の推進体制への支援

環境保全型農業直接支払交付金事業や「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」等を活用しながら、まだ取り組んでいない市町村への働きかけや情報の共有化等による推進体制の強化を図ります。

また、みどりの食料システム戦略推進交付金等を活用し、有機農業産地づくりに向けて、市町村、J A、有機農業者組織等の連携を促進するとともに、地域における有機農業推進計画の策定、地域ぐるみで行う有機農業に関する特色のある取組等を支援します。

ウ 福島ならではの取組

有機農産物の生産から消費に至る取組の連携強化を図ります。また、県は、各種会議や市場調査において、全国的な消費や需要の動向、県産有機農産物に対する消費者や流通関係者の評価、市場からの要望等を把握し、「生産」「流通」「消費」の各段階において、GAP、特別栽培、県オリジナル品種などの取組とも連動させた推進方策と具体的な支援について、調整を図ります。さらに、有機農業が持つ様々な魅力や生産者の熱意に満ちた姿など、各地域の取組について、戦略的に情報発信を行うことで、県産有機農産物ブランド力の強化を図ります。

6 有機農業の推進に関する地方の展開方向

●現状と課題

ア 中通り地方

(ア) 水稻では、長年有機栽培に取り組んできた農業者を中心に作付けが行われておりますが、高齢化等により栽培面積が減少しています。また、近年、雑草防除対策として、紙マルチ田植機、乗用型水田除草機の導入により省力化が図られていますが、機械の価格が高額であることから、依然として、歩行型除草機等による除草が多く、雑草防除に対する労力がかかっていると同時に、雑草の多発生により減収している事例が見られ、対策が必要となっています。流通面では、安定的な販路の確保を望む声が多く、販売先の確保、販売価格の向上が課題となっています。

(イ) 園芸品目等では、長年有機栽培に取り組んできた農業者に加え、福祉事業者、新規就農者等、新規参入者による新たな取組も見られます。また、農業者による共同販売のための組織も設立されています。しかし、安定生産、販売先の確保や販売価格の向上が課題となっています。

イ 会津地方

(ア) 県内の有機栽培面積の約6割を占める有機農業が盛んな地域ですが、有機栽培に取り組んできた農業者の高齢化により取組者数、栽培面積が減少しています。

(イ) 有機農業者を確保、育成するとともに、機械導入や施設化による有機農産物の生産安定、品質向上、および実需者や消費者等へのマッチングにより所得向上を目指す必要があります。

ウ 浜通り地方

(ア) 東日本大震災及び原発事故から12年が経過し、浜通り地方の有機農業は営農再開に伴い徐々に面積は拡大していますが、震災前までの水準には回復していません。

- (イ) 新規有機農業者の確保、新規有機農業組織の育成や既存有機農業者の経営規模の維持拡大による、浜通りの生産面積の回復が大きな課題となっています。

●施策の展開方向

ア 中通り地方

- (ア) 水稻では、雑草対策について、実証ほ等を活用しながら効果的な除草対策を検討し安定生産を図っていきます。また、消費者や実需者への理解促進活動を通じて販売支援や、面積拡大を支援します。

- (イ) 園芸品目では、共同販売組織内での効率的かつ計画的な作付けや面積の拡大、施設化等による品目・生産量の拡大に向けた支援を行います。また、新規参入者が増えていることから、長年有機栽培に取り組んできた生産者と研修会等による交流を図り、優れた栽培技術の継承による栽培技術の高位平準化が図れるように支援します。併せて、新たな販路開拓や販売単価確保に向け、農商工連携や6次産業化の取組を支援していきます。

イ 会津地方

- (ア) 有機農業者を育成する組織の設立、運営支援により有機農業者を確保するとともに、有機農業者への細やかな技術指導により有機農業者の育成に取り組めます。

- (イ) 水稻は乗用型水田除草機、色彩選別機等の機械導入、園芸は施設化の推進により安定生産、品質向上および省力化に取り組めます。また、実証ほの設置による地域課題解決、および消費者等を対象にした理解促進セミナーや情報交換会により有機農産物の理解促進、消費拡大に取り組めます。

ウ 浜通り地方

- (ア) 環境保全型農業の理解促進を図り、これまで培われてきた特別栽培の実績や、環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を足がかりに、有機農業の導入を推進します。また、基盤整備事業による水田の大区画化に対応した水稻除草技術の機械体系化等により、生産拡大を目指します。

- (イ) 農業者間の連携や技術、新規有機農業者の確保・育成、生産販売の組織活動強化を支援し、浜通り地方の有機農産物の生産面積回復とPR、販路拡大に取り組めます。

7 有機農業推進に関する目標と評価

(1) 推進目標

目標1 ふくしまの有機農業を担う人材育成・確保の強化

目標に関する指標	現状 (R1年)	目標 (R12年)
生産行程管理者数	55件	110件
うち新規の生産行程管理者数(延べ)	-	75件

※生産行程管理者：有機JASの認証を受けた事業者

目標2 マーケットニーズを意識した生産力強化、消費者や実需者ニーズに対応した多様な販路確保支援

目標に関する指標	現状 (R1年)	目標 (R12年)
有機JAS認証面積	188ha	380ha
新たに園芸品目を導入した有機農業者数(延べ)	-	45名

目標3 有機農業推進体制の強化

目標に関する指標	現状 (R1年)	目標 (R12年)
環境保全型農業直接支払交付金事業(有機農業)を実施した市町村数	21	40
有機農業推進計画を策定した市町村数(オーガニックビレッジ宣言した市町村数)	-	5

(2) 評価

本計画に基づく目標に対する実績値について毎年度進捗管理するとともに、中間年度(令和9年度)に中間評価を行い、実績や課題に応じ、施策内容等について見直します。

最終年度の令和12年度には、本計画の総括評価を行います。